### 令和6年 議会運営委員会先進都市議会運営調査報告書 (B班)

- 1 調査年月日
  - 令和6年 5月 8日 (水) ~10日 (金)
- 2 調査項目及び調査地

# 【山口県防府市】

- (1)議会モニター制度について
- (2)議会基本条例に基づく議会改革について

### 【山口県山陽小野田市】

- (1)政策提案特別委員会について
- (2)議会政策討論会について
- (3)議会モニター制度について

### 【広島県東広島市】

- (1)政策研究会について
- (2)所管事務調査について
- (3) 政策立案能力の強化に向けた取組について
- 3 派遣委員

副委員長 稲守 耕司

委 員 石田 武史

委 員 奥野 妙子(復命記録:防府市)

委員鈴木誠(復命記録:東広島市)

委 員 高橋 典子(復命記録:山陽小野田市)

議 長 島田 泰美

- 4 調査報告書 別紙のとおり
- 5 その他
- (1)調査日程表別紙のとおり
- (2) 随行職員

議会事務局 小川 和幸 赤田 竜哉

# 令和6年議会運営委員会先進都市議会運営調査日程

B班     稲守耕司副委員長、石田武史委員、奥野妙子委員、鈴木誠委員、						
高橋典子委員、島田泰美議長、随行事務局2名 (計8名)						
	①山口県防府市 人口約 11万4,000人 議員定数 25.	人				
調査市	②山口県山陽小野田市 人口約 5万9,000人 議員定数 22,	人				
	③広島県東広島市 人口約 19万1,000人 議員定数 30	人				
	行 程 概 要(予定)					
	江別市 → 新千歳空港 → 福岡空港 → 防府市議会					
5月 8日	午後	宿泊地				
(水)	→ 山陽小野田市	(山陽小野田市)				
	山陽小野田市 → 山陽小野田市議会 → 東広島市議会					
5月 9日		宿泊地				
(木)	→ 東広島市	(東広島市)				
5月10日	東広島市 → 広島空港 → 新千歳空港 → 江別市					
(金)						

議会基本条例で検証した内容に基づく検討課題の対応について 議会としての政策形成サイクルの構築について 一般質問を議会からの政策提案につなげる手法の検討について 議会モニター制度について 調査項目

2 3

日程	市議会	議会基本条例で 検証した内容に 基づく検討課題 の対応について	議会としての 政策形成サイ クルの構築に ついて	一般質問を議 会からの政策 提案につなげ る手法の検討 について	議会モニター 制度について
5月8日 午後	山口県防府市	0			0
5月9日 午前	山口県山陽小野田市		0		0
5月9日 午後	広島県東広島市		0	0	

#### 《山口県防府市》

#### 1 防府市の概要

防府市は、山口県のほぼ中央部に位置し瀬戸内海に面しており、山口市及び周南市に接している。古くから周防の国の国府として栄えており、旧山陽道と萩往還という 二大街道が交差する交通の要衝として発展した歴史・文化がある。

昭和11年8月、山口県で6番目の市として発足し、人口11万3,298人(令和6年3月末時点の住民基本台帳)、市の面積は189.37平方キロメートル、市内北部は、日本三天神の一つ防府天満宮の門前町として商業が発展。南部は、毛利藩時代からの製塩業が盛んであったが、昭和35年の製塩業の廃止を契機に企業誘致を進め、今では、県内有数の製造品出荷額を誇る産業都市として発展を遂げている。

現在の議員定数は25名であり、委員会は、議会運営委員会のほか、総務委員会、 教育民生委員会、産業建設委員会、予算委員会の4つの常任委員会が設置されており、 特別委員会として、一般・特別会計決算特別委員会、上下水道事業決算特別委員会、 総合交通体系調査特別委員会、デジタル推進調査特別委員会の4つが設置されている。

#### 2 議会モニター制度について

導入に至った経緯として、平成21年1月に議会改革推進協議会が設置され、改革項目の一つとして議会モニター制度が提案されていたこと、議会基本条例の制定時に参考としていた北海道栗山町の議会基本条例に議会モニター制度があったことから、防府市でも本制度を導入した。

議会基本条例の制定後、平成23年4月1日に議会モニター設置要綱を制定した上で、同年10月から市民の意見を広く聴取し、議会活動及び委員会活動に反映させるため議会モニター制度を開始。モニターの募集は公募による定員6名程度、団体推薦(市自治会連合会、女性団体、PTA)による定員4名程度の計10名程度とし、定員の上限は設けず、任期は2年としている。資格は、議会運営に関心がある満18歳以上であること、議員や常勤の公務員でないこと(元職も含む)、過去にモニターに委嘱されたことがないこととしている。

# 【議会モニターの職務について】

- ①本会議・常任委員会を積極的に傍聴し、議会運営の見聞を広め、議会運営に関する 意見を文書により議長に提出すること。
- ②議会だよりや議会ホームページに関する意見を文書により、議長に提出すること。
- ③市議会議員と年1回以上、意見交換を行うこと。
- ④議会が行うアンケート調査に回答すること。
- ⑤その他議長が必要と認めたこと。

その他、委嘱式や研修会、モニターと市議会(正副議長、各常任委員会・予算委員会・議会運営委員会の正副委員長、議会改革推進協議会正副会長)との意見交換会を 毎年1回実施している。

制度の実施による効果については、市民からの意見を基に議会中継や議会だよりの 改善などがなされてきたこと、モニター経験者が市政に関心を持ち、現在議員として 2名の方が活動していることが挙げられる。 一方、平成23年の制度開始から現在までで第7期となるが、公募の人数が年々減少傾向にあり、近年では女性団体から推薦者が出せないなどの成り手不足のほか、議会運営についてではなく、市政に関することに偏った意見が散見されていることなどが課題として挙げられている。

# 3 議会基本条例に基づく議会改革について

議会基本条例制定の経過として、平成21年1月に議会改革推進協議会を設置しテーマに沿った改革項目を上げ、協議を開始した。

平成22年12月に防府市議会基本条例を制定し、その後、定期的に条例を改正しながら今日に至るとのことであった。

議会改革の取組は、同条例に基づき行われており、取組の効果については、インターネットによる広報機能の拡張のほか、議会報告会・意見交換会などによる広聴機能の拡大が挙げられる。

### 【具体的な取組】

- ①政策討論会について、議案になっていない政策、課題の論議を全員協議会方式で行っている。政策討論会は過去3回開催され、同討論会の議論を経て、議員提案で平成27年3月に防府市中小企業振興基本条例が制定されている。
- ②インターネット中継に関しては、平成23年6月から一般質問のライブ配信及び録画中継配信がスタートし、その後本会議を全て配信。平成28年度からはスマートフォンでも見られるよう改善したほか、議会だよりの一般質問のページにQRコードを掲載し、各議員の映像にリンクする仕組みを導入した。
- ③議会報告会については、平成23年4月に市自治会連合会と協定書を交わし、共催により市内全16地区で議会側は4班に分かれて毎年開催されていたが、平成28年度から報告会の在り方を検討。理由として、1つの自治会で30名程度と参加人数は確保できていた反面、常時参加者が固定化したため、報告会の内容自体がマンネリ化する問題があったとのこと。

令和3年度に市自治会連合会との協定を廃止し、令和4年度以降は報告会形式から 意見交換会形式に変更。希望する地区でテーマを絞っての開催とし、令和4年度は 市内3地区で(参加者数合計54名)、令和5年度は2地区で(参加者数合計40 名)実施し好評を得ている。

④議会懇談会については、団体や市民グループからの市政に関する特定の課題について、率直な意見や要望をお聴きする場として設けている。平成23年度から様々な団体と約12回の懇談会を開催。成果の1つとして離島振興計画の子どもたちが通うスクール事業の存続について、懇談会を経て議会で全会一致による事業の存続が決まったケースもある。市民団体の要望は、事前に資料を準備いただいた上で懇談会が開催され、テーマに沿って該当する委員会が対応している。

このように開かれた議会を目指して議会改革の取組を進めているが、まだ市民の議会に対する関心が薄く、傍聴者がなかなか増えないことなどが課題として挙げられている。

### 《山口県山陽小野田市》

#### 1 山陽小野田市の概要

山陽小野田市は、山口県の南西部に位置し、周囲は宇部市、下関市、美祢市に接し、 南は瀬戸内海に面している人口が5万9,125人(令和6年3月末時点の住民基本 台帳)の自治体である。

山陽小野田市は、平成17年に小野田市と山陽町が合併して誕生しており、小野田地区では江戸時代から数次にわたる干拓事業が行われ、山陽地区では古くから土地改良事業により沼地を良田にしてきた歴史がある。

明治14年には日本初の民間セメント会社である小野田セメントが、大正6年には日本火薬厚狭工場が操業を開始し、江戸時代から始まった石炭産業とともに工業のまちとして発展してきた。昭和30年代以降のエネルギー革命により石炭産業は衰退し、その後企業誘致に取り組み、平成7年には山口東京理科大学が開校し、新しい産業と教育の都市へと歩みを進めている。平成26年に、山口東京理科大学の公立大学法人への移行により市立大学となり、理工系の研究とともに介護や医療、福祉と連携して地域の健康を支え、地域社会の発展に寄与している。

議員定数は22名で、現議員数は21名。委員会は、一般会計予算決算常任委員会を含む常任委員会が4つ設置されており、議会運営委員会のほか、特別委員会として 広報特別委員会、広聴特別委員会、政策提案特別委員会が設置されている。

#### 2 政策提案特別委員会について

平成24年に施行された議会基本条例第2条の規定により、政策立案、政策提言等の強化を実現するため、政策提言特別委員会が令和5年12月に設置されている。条例では、議会の活動原則として、把握した市民の多様な意見を基に、政策立案、政策提言等の強化に努めるとしており、課題設定、政策研究、政策決定、政策評価の一連の政策形成サイクルを設定している。

令和6年9月までを第1期とし、2月から4月までの期間を課題設定の期間としており、議会カフェにおいて市民から寄せられた要望について、市の総合計画の基本施策に合わせて整理している。さらにテーマの絞り込みを行い、公共交通の充実、次世代の育成、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学との連携の3つの政策を設定している。今後、7月までの期間において政策研究、9月までの期間において政策決定へと進める予定となっている。

これまで5回にわたり委員会が開催されており、今後のスケジュールと政策提案に ふさわしい事業選定をしつつある段階と言える。

第2期は来年9月までの期間としており、政策条例を立案する予定であるが、理念的な条例となるか、実務的な条例となるか、今後の課題となっている。

#### 3 議会政策討論会について

議会基本条例第9条の規定により、市政に関する重要な政策または課題に対して、 共通認識及び合意形成を図り、政策立案及び政策提言を推進するためとして、議会政 策討論会(以下「討論会」という。)を開催している。

討論会は、会派においては会派代表者が、会派に属さない議員の場合は議員が、議

長に議題を申し入れ、議長が議会運営委員会(以下「委員会」という。)に提出し、 委員会での協議により決定することとしている。委員会からの要請に基づき、議長は 座長を務め討論会を招集し、主宰することとなっており、討論会は議員全員により構 成され、原則公開としている。

討論会は、議題を提出した議員が概要を説明し、質疑応答する中で課題を抽出。取りまとめられた意見等は、各常任委員会で調査研究し、政策提言がまとめられる。

これまで、平成24年から平成26年にかけて4つの議題が提出され討論会が開催されており、平成26年に開催された討論会では、「魅力ある山陽小野田市としての将来像~人口増を目指して」の議論を基に議会政策提言が取りまとめられ、平成27年11月、市長に提出しており、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び総合計画に反映されている。

#### 4 議会モニター制度について

議会基本条例第23条の規定により、平成29年5月に市議会モニター設置要綱が制定され、施行されている。議会モニターは公募による9名と団体推薦の6名で構成することとしており、定員は15名程度としている。応募要件は年齢が満18歳以上の者で、市内在住者または市内に勤務し、もしくは通学する者としている。ただし、国会議員や地方公共団体の議員、国や地方自治体の職員は除いている。任期は委嘱の日から3年であり、再任は妨げないとしている。

議会モニターの職務は、本会議や委員会、政策討論会を傍聴、またはインターネットにより視聴することや、議会報告会に参加、議会だよりやホームページまたはフェイスブックを閲覧すること等としており、議会が行う調査への回答や、定例会後に開催する意見交換会に出席し、意見を述べることとなっている。これらの職務については、モニター委嘱状交付式の際に説明会を開催し伝えている。

意見交換会は対面で行っており、聴取したモニター意見を広聴特別委員会が検討し、 結果を議長に報告。議長はその結果を、次の意見交換会でモニターに報告するととも に、公表することとしている。

議会モニター制度の導入により、議会が使用する言葉遣いを改めてほしいとの意見が出されるなど、議会運営や活動に対する提言が提出されることで、議会側の緊張感が高まるといった変化があるとのことであった。また、モニターにおいては、議会を傍聴する機会にもつながっている。

### 《広島県東広島市》

### 1 東広島市の概要

東広島市は、広島県のほぼ中央に位置し、緑豊かな自然環境に恵まれ、古い歴史と 文化をもっている。県内最大級の三ツ城古墳、安芸国分寺跡などがあり、安芸の国の 政治・経済・文化の中心地としての役割を担っている。江戸時代には山陽道の宿場町 として発展し、御茶屋と呼ばれた本陣などが置かれ繁栄している。

昭和49年4月に賀茂郡内の西条町、八木松町、志和町及び高屋町の4町が合併し、広島県内で12番目に誕生した市である。その後、平成17年に黒瀬町外4町が加わり、面積は635.16平方キロメートル、東西で29.42キロメートル、南北で39.99キロメートルである。人口18万9,550人、世帯数9万615世帯(令和6年3月末時点の住民基本台帳)となっている。近年は、広島大学の統合移転、近畿大学工学部の移転開学、広島国際大学の開学など、名実とも学園都市として歩んできている。

なお、東広島市は、北広島市と昭和55年7月に姉妹都市提携を結んでいる。

現在の議員定数は30名であり、委員会は議会運営委員会のほか、総務委員会、文 教厚生委員会、市民経済委員会、建設委員会の4つの常任委員会が設置されており、 特別委員会として予算特別委員会、決算特別委員会が設置されている。

また、協議または調整を行うための場として、全員協議会、広報広聴委員会、会派 会長会議、委員長会議、政策研究会の5つが設置されている。

#### 2 政策研究会について

議会改革を進めていく中で、市民との意見交換を通じ、地域課題の解決に向けてどのように結びつけて行くかを検討する組織として、平成25年4月に政策研究会を設置されている。

その後、令和3年4月には、議会基本条例の検証を行っていく中で、政策研究会の 在り方を見直し、任意の議員(3名から5名以内)による自由度の高い組織として再 構成されている。

再構成後の政策研究会は、①市政に関する重要な政策等及び課題について調査研究に関すること、②調査研究結果の議会における共有に関することを所管事項とし、協議調整の場として位置づけられている。

政策研究会は、会員数を3名から5名とし、選出方法を属する会派が単一でない共通の調査研究を行う議員とし、調査期間は2年以内とされている。調査結果は、全員協議会で共有するとともに、協議結果は、必要に応じて条例化や決議などを目指すとされている。

これまでの実績として、令和3年から令和4年では、①消防団研究会、②アグリ研究会、③グローカル経済研究会、④情報アクセシビリティ研究会があり、令和5年からは、①持続可能な観光事業の推進研究会、②農林水産業の高収益化及びブランド推進研究会、③障がい福祉研究会、④子育てするなら東広島研究会、⑤地域内経済研究会の5研究会がある。

成果・課題については、①会派を超えた議員間の活動が活発化している、②調査結果は議会内での共有にとどまっているため、議案の提出、決議、特別委員会の設置な

ど、議会としての取組にどのように結びつけるのかが課題であるとのことである。

### 3 所管事務調査について

平成23年に議会改革活性化特別委員会を設置し、議会改革を進めていく中で、常任委員会で積極的に調査研究していくこととした。平成27年から必要に応じて調査を行っていたが、令和元年から行政視察、意見交換会、議会報告会の結果をそれぞれ検証し、有機的につなげていくこととして、毎年テーマを設けて調査を行っている。

実施手法は、執行部への聴取、関係団体への聴取、行政視察、議会報告会、意見交換会においてテーマを決めて一連の調査とするとされている。

実績としては、①総務委員会でのTown&Gown構想、危機管理体制の向上、②市民経済委員会での東広島流通センター株式会社について、移住・定住支援を含めた地域活性化・集落支援について、③建設委員会での流域治水について、建設工事におけるICTの利活用についてである。

成果としては、テーマを設定して調査を行うことで、それまでの散発的に行わていた常任委員会での視察や調査が一貫した体系となった。これにより、調査能力の向上も図られ、調査経過や結果を一般質問や予算・決算での質疑に活用されている。さらに、全員協議会での共有、提言、議会からの新年度予算に関する提案事項がある。

課題としては、調査結果は議員間で共有するとともに、執行部に対して提言を行っているが、決議まで行った実績は1件のみで、その他については、非公式の場で提言を行っているケースがほとんどとなっているとのことである。

#### 4 政策立案能力の強化に向けた取組について

令和5年6月、議長から議会運営委員会に「一般質問等を政策提言に結びつける取組」の構築について諮問され、大分県中津市、大阪府岸和田市などを視察し、12回にわたる協議を経て決定している。

議会の政策提言機能の一環として、一般質問または代表質問で行われた議員個々の政策提言を議会全体としての政策提言に結びつけることにより、市民の負託に的確に応え、東広島の豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とされている。

提言までの流れとしては、一般質問終了後、自薦・他薦によりテーマを議会運営委員会に提出、議会運営委員会で提案の内容を確認し取扱いを協議、全員協議会または常任委員会で協議の上議案提出、定例会において議決するとされている。

課題として、制度設計が令和6年4月に完了したばかりであり、実施は令和6年第2回定例会以降としているため、実際に運用しながら修正、見直しをかけていく必要がある。また、他市の事例では題材とするテーマが出にくいといった課題があるとのことである。